

憲法を記念する市民のつどい

5月24日(土) 三鷹市公会堂

昭和22年5月3日、戦後の日本の新たな礎となる日本国憲法が施行され、すでに半世紀以上が経過しました。

日本国憲法の根幹である「平和主義」「国民主権」「基本的人権の尊重」の精神は、第二次世界大戦後の目覚しい復興を成し遂げた日本社会の骨組みを支えたというだけではなく、人類普遍の原理として、今もその輝きを失っていません。

市では、市民生活を通して憲法を考えるための取り組みとして、毎年、憲法施行記念事業を実施しています。この「憲法を記念する市民のつどい」も市民の方との共同で企画を考え、今年で24回目を迎えることになりました。

今年は、弁護士の木村晋介さんを迎えての講演と映画上映を実施します。ぜひご参加ください。

三鷹市・三鷹市教育委員会・憲法を記念する三鷹市民の会主催。

▽5月24日(土)午後1時30分～5時20分、三鷹市公会堂ホールで。講演は手話通訳、要約筆記(ＯＨＰ)付き。

■講演「もめごとを解決するということ」

講師 木村晋介さん(弁護士)

もめごとを解決したり、もめごとが起きないように予防するためにルールが必要であり、法があるのだといえます。その法の基本である憲法に立ち返りながら、弁護士としての豊富な経験から、市民と法のかかわりなどをお話しいたします。

◎木村晋介さんプロフィール



1945年長崎市長崎市生まれ。67年中央大学卒業、70年弁護士開業。消費者問題。



映画「ブラス」
(マーク・ハーマン監督・96年・イギリス・107分)

題、犯罪被害者救済、プライバシー問題などに深く関わり、著作やテレビ・ラジオ出演など幅広く活動。最近ではカンボジアの弁護士養成のための国際協力に力を入れている。著書に「定年後の法律相談」「新・これもおとこのじいさんだ!」「二十歳の法律ガイド」「遺言状を書いてみる」「キムラ弁護士が駆けてゆく」ほか多数。大学在学中から続く、作家の椎名誠らとの交友を描いたエッセイも多い。

バンドが、苦節を経てコンクール優勝の栄光をつかむまでを描いた作品。

■中学生による朗読

第七中学校生徒が「日本国憲法前文」と「三鷹市における平和施策の推進に関する条例前文」を朗読します。

■催し物コーナー

◇市民団体展示コーナー

憲法を記念する三鷹市民の会に加入している団体のほか、公募による市民団体の展示PR。

◇人権啓発・行政相談コーナー

人権相談員・行政相談員による啓発コーナー。

◇ユニセフパネル展「紛争下の子どもの人権」

武力紛争の最大の犠牲者である子どもへの保護を訴える、ユニセフのパネルを展示。同時に戦争中の日本をパネルで紹介いたします。

◇図書紹介

市立図書館の蔵書から憲法に関する本、講師・木村晋介さんの著作を紹介いたします。

↓企画経営室平和・女性・国際化推進係内線2115

まぼろしの紫草 復活プロジェクトに参加しませんか



写真撮影 青木繁伸 群馬県前橋市

紫」は、京紫に比べて青みの強い色合い。江戸の粋の代表的な色「江戸紫」は、井の頭池から湧き出る良質の水で晒されることで生まれたとされ、水源の池を守る弁財天への信仰が厚かったのです。

また、江戸紫の流行で近在の農家では栽培する者が多くなり、このあたり一帯は紫草の名産地になったということです。

市内各所で栽培されている紫草は、ようやく小さな芽が出たばかりですが、このプロジェクトに多くの市民のみなさんにかかわっていただき、紫草の栽培、染料や薬草としての利用などさまざまなアイデアやコミュニケーションの輪を広げていきたいと、同会では参加呼びかけの説明会を開催します。



紫草の花が校章になっている中原小でも栽培中

◆「紫草復活の会(仮称)」の説明会 5月17日(土)午後2時から、三鷹駅前コミュニティセンターで。問い合わせは、同会事務局(三鷹商工会内) ☎49-3111へ。

5月17日(土)に説明会

「紫草」をご存知ですか? 万葉集にも多く詠まれ、その根が高貴な色・紫の染料や薬草として用いられた紫草は、今では絶滅が危惧される「幻の草」。玉川上水の「むらさき橋」(昭和30年公募により命名)の由来にもなっているように、三鷹市とゆかりの深い植物でもあります。この紫草を、三鷹のまちのシンボルとして復活させようという取り組みが始まりました。市内の事業者や市民有志でつくる「三鷹ブランドの会」(代表・山崎由美子さん)が種を取り寄せ、JA東京むさし三鷹支部の農家約15軒や、中原小・四小・五小の3小学校でこの春から栽培を始めています。

三鷹と紫草の関わりは、井の頭公園にある井の頭弁財天の石段上の灯籠(市指定文化財)に見ることができます。「紫灯籠」と呼ばれるこの灯籠は、江戸の紫根問屋と染物業者が慶応元年(1865年)に寄進したものです。派手好みの江戸っ子の心をとらえ爆発的に流行した「江戸

日本国憲法

昭和21年11月3日公布
昭和22年5月3日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

図書館の本棚から

「憲法を考える」

5月3日は憲法記念日。5月24日(土)には平成15年度憲法施行記念事業「憲法を記念する市民のつどい」が三鷹市公会堂ホールで開催されます。憲法とは何かを考え、憲法における人権尊重・平和主義の意識の啓発を推進するため、今回は「憲法」に関する図書を紹介いたします。



◆「憲法がわかった(改訂版)」
日笠完治著 法学書院
日常生活の中で



代子による日本国憲法の新訳条文と英文日本国憲法、日本国憲法、日本国憲法正文から成っている。「憲法がうたつて

いるのは、戦争で傷ついた人びとが万感の思いをこめて未来へ託した夢である。夢を託された夢の子どもであるわたしたちがいまなにをすべきか、まっさらな目で読み直した憲法は、たぐさんのヒントをあたえてくれると信じます。」と訳者はまえがきで

述べている。

◆「世界の憲法集(第二版)」 阿部昭哉・畑博行編 有信堂

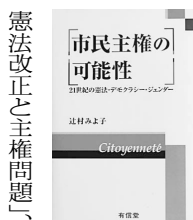
◆「やさしいことは日本国憲法」 池田香代子訳 マガジンハウス

本書は池田香代子による日本国憲法の新訳条文と英文日本国憲法、日本国憲法、日本国憲法正文から成っている。「憲法がうたつて

いるのは、戦争で傷ついた人びとが万感の思いをこめて未来へ託した夢である。夢を託された夢の子どもであるわたしたちがいまなにをすべきか、まっさらな目で読み直した憲法は、たぐさんのヒントをあたえてくれると信じます。」と訳者はまえがきで

◆「憲法を学ぶ」 有信堂

本書は、1945年11月3日公布、1946年5月3日施行の日本国憲法を、その歴史的経緯、制定の経緯、内容、意義、そして改正の経緯、可能性などについて、詳しく解説している。また、憲法改正の経緯、可能性などについても詳しく解説している。



本書は、「グローバル化」と憲法構造の変容、「主権論の新地平」、「フランス

憲法改正と主権問題」、「市民」と「市民主権」の可能性の四つの章から構成され、主権・デモクラシー・ジェンダーなどを主要な概念として新世紀の「市民主権」の展望を示した憲法研究書。

↓三鷹図書館(本館) ☎43-9151